

(平成9年度第2号諮問事案)

横公審第3号  
平成10年3月16日

横須賀市長 沢田秀男様

横須賀市公文書公開審査会  
委員長 藤原淳一郎

公文書公開の却下処分に関する異議申立てについて(答申)

平成9年8月4日付け横市秘第30号で諮問された平成6年度市長交際費に係る領収書の却下処分に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

平成6年度市長交際費に係る領収書の公開請求を却下した実施機関の決定は、妥当である。

2 本件の異議申立ての対象とされた情報

平成6年度市長交際費に係る領収書(以下「本件文書」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、本件文書の公開請求に対する却下処分の取消しを求めている。

4 異議申立ての経緯

(1) 平成9年5月23日、申立人は、本件文書について、公文書公開条例第9条(以下「条例」という。)の規定に基づき実施機関に対し、公文書公開の請求をした。

(2) 同年6月6日、実施機関は、本件文書は、条例第2条第2号の対象公文書に該当しないため及び既に廃棄されており、不存在であるためという理由により、却下と決定し、本人あて通知した。

(3) 同年7月10日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

## 5 両者の主張

### (1) 申立人の主張

申立人は、異議申立書及び平成 9 年 10 月 6 日提出の「非公開理由説明書に対する意見書」並びに同年 12 月 22 日の当審査会に対する口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 市の予算決算及び会計規則第 67 条(昭和 39 年 4 月 1 日規則第 43 号以下「会計規則」という。)は祝金等の一定のものの支払いの場合について、支払確認書を持って領収書に代えることができるとしている。しかし、市長交際費については懇親会費、新聞購読費、贈答品などのように会計規則第 67 条に該当しないものが多数ある。これらについては、領収書を取得することが可能であり、支払確認書のみでよいとする理由はない。

イ しかも、会計規則第 117 条を根拠に支払確認書に代えて支出内訳書をもつて精算事務を行っていた。しかし、会計規則第 117 条は規則の施行について必要とする場合について規定したものであり、あくまで規則の運用上の権限を市長に与えたものである。したがって、市長はこれを根拠に規則の内容まで変更することは許されない。

ウ 支出内訳書は大まかな項目で件数および金額を、毎月ごとに一括して記載したものに過ぎず、個々の支払の内容は一切知ることができない。しかも、慶弔費の項目の中に懇親会費あるいは贈答品などまで含んでいる。この扱いは会計規則第 54、58、67 条に違反するものである。

エ 会計規則第 67 条に該当するもの以外について領収書を受領しないことは許されず、また、領収書を取得した場合、精算書に添付する必要があるとして秘書課長が廃棄するとの運用は許されない。

オ したがって、不存在として却下されたが実際にはこれらの文書は存在しているはずであり、公開されてしかるべきである。このような領収書の処理をしているとするなら極めて問題であり、この点について審査会の見解を明らかにすべきである。

カ 廃棄済みを理由に公開請求が却下されることを容認するなら、条例運営上大きな抜け穴を造ってしまうことになるので、廃棄の事実や経過について、具体的に調査すべきである。

### (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成9年9月1日提出の非公開理由説明書及び平成9年10月20日の当審査会に対する口頭説明において、次のように主張している。

ア 地方自治法施行令第161条第1項第14号の規定を受けて、会計規則第54条により交際費に関しては、資金前渡であらかじめ職員が資金を受け、会計規則第58条により、用務終了後に資金前渡精算書に領収書を添付して精算を行っている。

イ ただし、会計規則第67条により、祝金、酒肴料、葬祭費、餞別、見舞金、賞賜金等については、資金前渡の精算において、支払確認書をもって領収書に代えることができるものとしており、市長交際費に関しては、その性格に鑑み、会計規則第117条「この規則の施行について必要な事項は、市長が定める」の規定により、市長決裁で、すべての市長交際費について、支払確認書に代えて独自の書式(支出内訳書)を設定し、精算事務を行っていた。支払内訳書は資金前渡取扱者である秘書課長の確認印で処理されている。

ウ このことから、平成6年度においては、領収書を取得した場合でも、精算書に添付する必要がないことから、市長室秘書課長が内容を確認後議会において決算の承認を経た後、廃棄を行っていた。

以上により、請求のあった本件文書については、条例第2条第2号の対象公文書に該当しないと判断し、却下処分を行った。

エ なお、平成7年度からは、様式を改め、精算書の支払確認書に支出内訳書を添付し、市長交際費の用途詳細や支払の相手方の氏名等を明記するとともに領収書が取得できたものについては、精算書に添付している。

## 6 審査会の判断

当審査会は、本件にかかる異議申立人と実施機関の各主張について審理した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 条例に基づく公開請求の対象となるためには、条例第2条第2号の定めるところにより、「当該実施機関が現に保存又は保管しているもの」でなければならない。したがって、本件文書が「公文書」に当たるか否かはともかく、本件異議申立ての実質的な意味は、実施機関の対象文書不存在の主張に対してその真偽を問うものであることから、当審査会として

は、 会計規則に基づく、市長交際費の支出・精算方法の確認と 本件文書の存否の事実確認を行うこととした。

- (2) 一般に交際費に関しては、会計規則第 54 条の資金前渡の規定により、あらかじめ、秘書課長に金銭が前渡されている。用務終了後に、会計規則第 58 条により、原則的に領収書を添付して、精算事務が行われているが、例外として、会計規則第 67 条に列挙されている祝金、酒肴料、葬祭料、饞別、見舞金、賞賜料、その他領収書を徴することが困難であると収入役が認めるものについては、領収書に代えて、支払確認書で処理されている。

これに対して、平成 6 年度の市長交際費においては、会計規則第 117 条「この規則の施行について必要な事項は、市長が定める」の規定に基づき、市長の決裁を受けて、精算手続を支払確認書に代えて支出内訳書により行っており、市長交際費は、領収書の入手が困難であるか否かにかかわらず、すべて領収書を添付しない取扱いになっていた。すなわち、平成 6 年度の市長交際費の精算事務においては、資金前渡精算書に資金前渡の責任者である秘書課長の確認印を押印した支出内訳書を添付すれば足り、領収書は不要であるという実務上の運用がなされていたことが認められる。

支払確認書では、件名及び支払先の住所・氏名の記載を要しているのに対し、支出内訳書では、交際費を各種接待費・慶弔費・贈呈等・広告費・その他諸経費の 5 つに区分し、それぞれについて、件数と金額の総計が記載されるだけで、個々の用途についての記載はなく、市長交際費については、精算事務が簡略化されていることが認められる。

- (3) 次に本件文書の存否であるが、当審査会規則第 5 条に定める「意見又は説明の聴取」の一環として、実施機関から説明を受けるべく、当審査会委員長が、実際に市長室秘書課及び会計課に出向き、平成 6 年度市長交際費関係の書類について検証したところ、本件文書が保存されていない事実を確認した。また、たまたま入手した領収書については、秘書課の経理担当者が、精算事務の参考とするため保管していたが、平成 6 年度決算関係の議会が終了したので平成 8 年 1 月頃に処分している事実の説明を受けた。
- (4) したがって、上記の事実を覆すような格別の事情または客観的資料が見

出されない以上、本件文書は不存在であると認められるため、却下処分が妥当であると判断する。

#### 7 付帯意見

当審査会は、公文書公開が適正になされているかを審査する機関であり、公金の支出方法の違法性を審査する権限を有しない。しかし、当審査会としても、平成6年度市長交際費の精算事務に関しては、会計規則で定めた様式以外のものを用いるなど、会計規則の関係条文の解釈上、その運用には多分に疑義があるものとする。

市は、より公正な支出を担保するため、平成7年度から様式を改正し、交際費の用途や支出先の住所・氏名を明確にしており、その点では、公金支出の適正な運営について一定の改善がみられている。市の行政運営が今後とも、なお一層適正に遂行されるよう期待するものである。

以上審査会の結論に記載のとおり答申する。

#### 横須賀市公文書公開審査会

委員長	藤原淳一郎
委員	安達和志
委員	遠藤正敏
委員	金澤亨芳
委員	中條祐介

<参考> 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成9年8月4日 (平成9年度 第3回審査会)	・市長からの諮問
平成9年9月1日	・実施機関から「非公開理由説明書」を受理した
平成9年10月6日	・異議申立人から「非公開理由説明書に対する意見書」を受理した。
平成9年10月20日 (平成9年度 第5回審査会)	・実施機関の口頭説明 ・審議
平成9年12月22日 (平成9年度 第6回審査会)	・異議申立人等の口頭意見陳述 ・審議
平成10年2月2日 (平成9年度 第7回審査会)	・審議
平成10年3月16日 (平成9年度 第8回審査会)	・審議